

日時：平成 21 年 7 月 27 日（月）14：00～

場所：市役所本庁舎 12 階第 5 号会議室

札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会（第 2 回）

次 第

開会

- 1 第 2 回審議会の進め方について

- 2 基本計画の目標及び方針の設定と基本施策について
 - ・犯罪のない安全で安心なまちづくりの現状と課題の整理

 - ・基本目標について

 - ・基本方針及び基本施策について

連絡事項

閉会

犯罪のない安全で安心なまちづくりの現状と課題の整理(犯罪情勢・市民アンケート・委員意見より)

1 犯罪情勢から見た現状と課題

窃盗犯などの誰もが被害に遭うおそれがある身近な犯罪が大半を占める。

自転車盗や車上ねらいなどの街頭犯罪が多い。

子どもを狙った事件が年間 1,000 件近く発生している。

振り込め詐欺の被害者の多くが高齢者である。

平成 20 年の窃盗犯の認知件数は 21,253 件(77.5%)である。

平成 20 年の自転車盗の認知件数は 6,734 件(24.6%)、車上ねらいは 3,062 件(11.2%)である。

平成 20 年度の小中学生を狙った事件は 823 件発生し、被害人数は 1,175 人である。

平成 20 年の振り込め詐欺のうち、高齢者が被害にあった振り込め詐欺は、77 件(36%)で被害額は 126,301,008 円(49%)であり、オレオレ詐欺は 46 件(50%)で 93,481,590 円(60%)、還付金等詐欺は 23 件(52%)で 21,233,389 円(59%)である。

2 犯罪のない安全で安心なまちづくりに係るアンケートから見た現状と課題

安全で安心なまちづくり全般

市民の半数近くが、札幌市が安全で安心して暮らせるまちだとは感じていない。

窃盗犯などの身近に起き得る犯罪に対する不安感が高い。

家族に子どもがいる方の約7割が、子どもが狙われる犯罪への不安感を持っている。

路上での犯罪遭遇に対する不安感が高い。

家族に子どもがいる方の約7割が、公園での犯罪遭遇に対する不安感を持っている。

安全に安心して暮らせるまちづくりにおいて、「犯罪防止に配慮した環境の整備」と「配慮を要する人の安全対策」を求める声が高い。

札幌市が安全・安心なまちだ、「そう思わない」(15.1%)、「あまりそう思わない」(31.9%)。

被害に遭う不安がある犯罪は、「空き巣などの住宅への侵入盗」(65.2%)、「車上ねらい」(61.3%)、「自転車盗」(60.3%)。

被害に遭う不安がある犯罪は、「子どもが追いかけられたり、連れ去られたりなど子どもを狙った犯罪」(全体で31.2%・18歳未満の子どもがいる方で70.4%)。

被害に遭う不安がある場所は、「路上」(71.8%)。

被害に遭う不安がある場所は、「公園」(全体で40.4%・18歳未満の子どもがいる方で71.9%)。

札幌市が行う取組として期待するものは、「見通しの悪い場所の改善や街路灯の設置など、犯罪防止に配慮した環境の整備」(82.8%)、「子どもや高齢者など、配慮を要する人の安全対策」(62.2%)。

防犯活動全般

身の回りで起きている犯罪状況を知らない人が約 4 割いる。

犯罪に対する情報量が不足していると感じている人が半数以上いる。

日頃の防犯対策について、取り組んでいる人は 8 割を超えるが、意識を高く持って欠かさずに取り組んでいる人は 3 割程度である。

地域防犯活動の存在を知らない人が 3 割を超え、特に 20 代、30 代は 4 割以上いる。

地域防犯活動に参加したことがある人は 2 割に満たない。

地域防犯活動に参加したことがない人の大半は、条件が整えば参加しても良いと思っている。

地域防犯活動において必要な道具や資金が足りている団体は 6 割程度である。

地域や身の回りでどのような犯罪が起きているか、「全く知らない」(5.5%)、「あまり知らない」(33.9%)。地域や身の回りで起きている犯罪に対する情報量について、「現状では若干足りない」(33.7%)、「現状では不足している」(19.0%)。

在宅時の施錠や車内への貴重品を置かないなど、心がけて犯罪被害を未然に防ぐことができる簡単な防犯対策を、「意識を高く持って、欠かさずに取り組んでいる」(33.9%)、「意識を持って、ある程度取り組んでいる」(53.4%)。

地域で協力して防犯活動が行なわれていることを、「知らない」(全体 35.6%、20 代 44.1%、30 代 45.5%)

地域防犯活動を知っている人(64.2%)のうち、「積極的に参加している」(2.5%)、「参加することがある」(21.3%)。

「地域防犯活動には関心を持ってない」(2.9%)。地域防犯活動に参加しようと思う条件は、「好きな時間や参加頻度を選べば」(48.6%)、「参加の仕方がわかりやすくなっていれば」(43.1%)。

道具が「十分足りている」(13.8%)、「ある程度足りている」(50.3%)、資金が「十分足りている」(13.2%)、「ある程度足りている」(45.5%)

3 その他の現状と課題（第 1 回審議会意見）

犯罪の認知件数は減少傾向にあるが、凶悪犯罪や振り込め詐欺などが後を絶たず、数字ほど安全を感じていない。

犯罪被害の実態が知られていかないと防犯意識は高まらない。

防犯活動をしている人が持っている有意義な情報を普通の市民は知らない。

テレビやインターネットから入手できない地域の犯罪情報について、住民に周知できる情報網の整備が必要である。

一般市民が安全で安心なまちづくりについて、成果を感じる、参加してもらおう、プロセスができていない。

地域防犯活動団体間で取り組みに格差がある。

犯罪企図者は、地域にスキがあるかどうかを探っており、どのような近隣関係をつくるかということが重要である。

防犯も色々な面での安全安心を包括的に取り組めるような活動の中で進めていくのが良い（セーフコミュニティ）。

安心して活動することができるためにも、保険の整備は必要である。

犯罪や不審者情報の減少は、各地区でみんなが協力し活動している成果だと言われている。

街路灯の管理なども市と地元が連携していくことが大事である。

緑や塀で中が見えない公園が多い。

公園は危ないから行かせたくないという親が結構多い。

高齢者には、詐欺やトラブルに遭っているという実感が少ない人が多い。

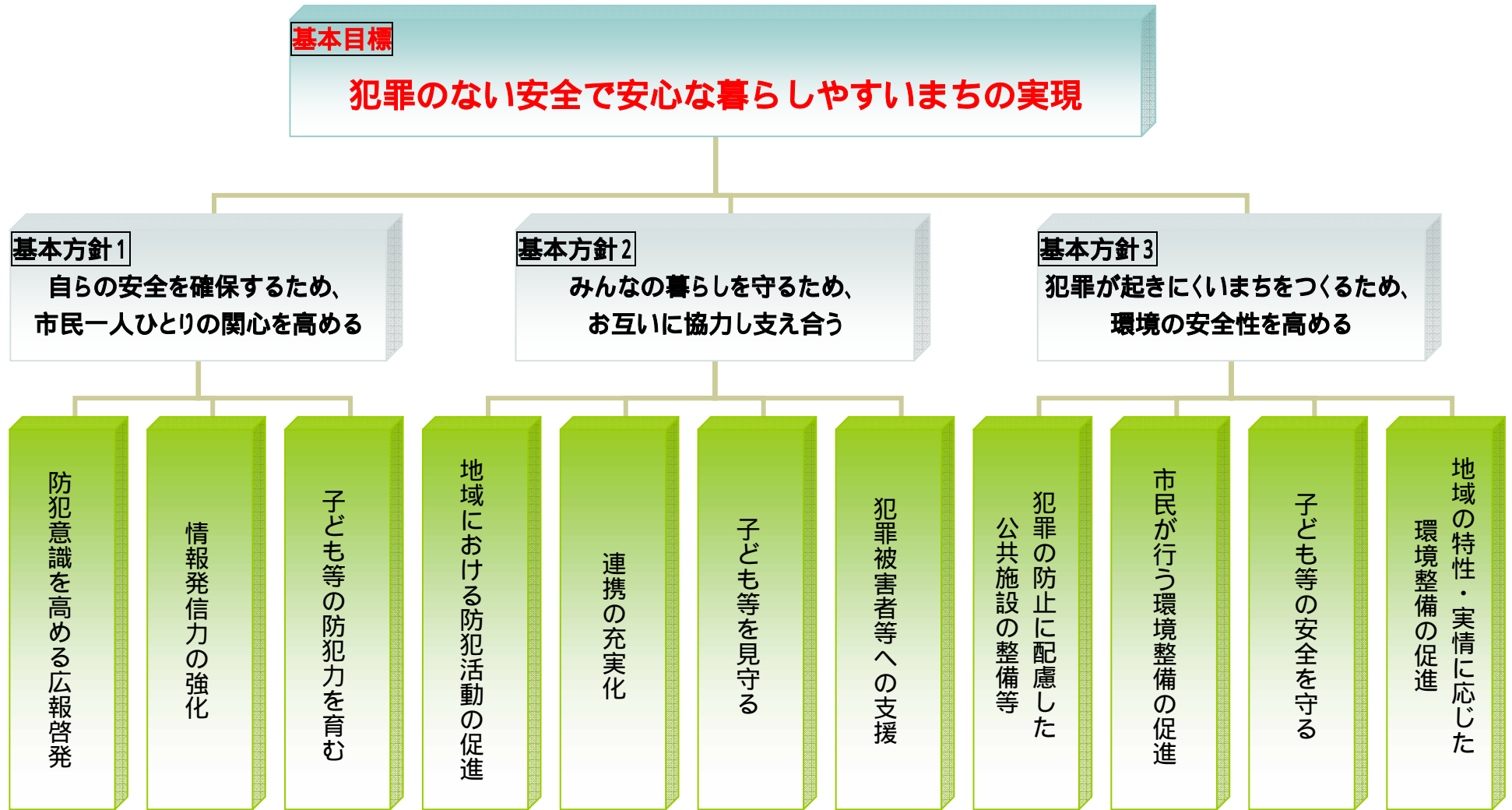
学校教育や地域におけるふれあいの中で、犯罪を起こさせない人間づくりも必要である。

子どもが犯罪の被害に遭うだけでなく、加害者になる場合もある。

スクールガードリーダーの助言指導や協同巡回の機会が増えると良い。

犯罪被害相談のうち、最も多いのは性犯罪である。

(仮称)札幌犯罪のない安全で安心なまちづくり等基本計画の体系図



基本目標**犯罪のない安全で安心な暮らしやすいまちの実現****【趣旨】**

この計画は、犯罪を防止するための活動や犯罪の防止に配慮した環境の整備などの犯罪を誘発する機会を減らすための施策を推進することにより、犯罪被害に遭う市民を一人でも少なくするとともに、市民の犯罪遭遇に対する不安感の軽減を目指します。

さらに、不幸にして犯罪の被害に遭った人々に対して、その権利利益の保護が図られ、再び平穏な生活を営むことができるような支援を行うことにより、誰もが暮らしやすいまちを実現することを目的とします。

また、計画の推進にあたっては、「札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等に関する条例」における基本理念を踏まえ、景観や環境、プライバシーなどの他の分野に与える影響等に十分配慮します。

基本方針 1

自らの安全を確保するため、市民一人ひとりの関心を高める

- 1 防犯意識を高める広報啓発
- 2 情報発信力の強化
- 3 子ども等の防犯力を育む

【趣旨】

戸締りの徹底や車の施錠、防犯用品の携帯など市民が意識することで実践できる防犯対策は、安全で安心なまちづくりを推進するための基本的な取組となります。

「札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等に関する条例」第4条では、「市民は、安全で安全なまちづくりについての理解を深め、自らの安全の確保に努める」と規定されています。

市民一人ひとりが防犯への関心を持ち理解を深め、自ら進んで対策を行うことで、身近な犯罪による被害を防ぐことができます。

また、このような防犯意識の定着は、地域全体の安全確保に対する意識の高まりにつながり、地域活動参加への契機ともなります。

そこで、このような市民の取組が積極的に行われるように、3つの視点から施策を展開していきます。

【現状と課題より】

窃盗犯などの誰もが被害に遭うおそれがある身近な犯罪が大半を占める。

犯罪被害の実態が知られていかないと防犯意識は高まらない。

犯罪に対する情報量が不足していると感じている人が半数以上いる。

地域の犯罪情報について、住民に周知できる情報網の整備が必要である。

子どもを狙った事件が年間1,000件近く発生している。

- 1 防犯意識を高める広報啓発
例) シンポジウムやパネル展の開催、出前講座の実施
- 2 情報発信力の強化
例) 安全で安心なまちづくりに関する広報紙発行、地域防犯のホームページの充実
- 3 子ども等の防犯力を育む
例) 地域安全マップの作製支援、老人クラブ連合会への情報提供

基本方針 2

みんなの暮らしを守るため、お互いに協力し支え合う

- 1 地域における防犯活動の促進
- 2 連携の充実化
- 3 子ども等を見守る
- 4 犯罪被害者等への支援

【趣旨】

安全で安心なまちを構築するためには、市民一人ひとりが、防犯に対する意識を高め、自らの安全を確保することの大切さが広まると同時に、地域全体が、お互いに協力し、支え合うことが求められます。

「札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等に関する条例」第4条では、「市民は、相互に協力して地域における安全で安心なまちづくりを行うよう努める」と規定されています。

例えば、地域や団体でパトロール、子どもの見守りのような防犯活動に取り組むことで、地域で起きる犯罪を未然に防止する効果が期待できます。

また、地域全体で課題を共有し、その対策を連携・協力して講じていくことで、連帯感やお互いが支え合う意識が生まれ、それにより生まれた人と人との自然なネットワークは、地域コミュニティを育成し、犯罪の発生する機会を減少させるとともに、万が一犯罪に遭遇した場合には被害の拡大を最小限に止めることにもつながります。

そこで、こうした活動が積極的に行われるように、4つの視点から施策を展開していきます。

【現状と課題より】

地域防犯活動に参加したことがある人は2割に満たない。

地域防犯活動団体間で取り組みに格差がある。

犯罪や不審者情報の減少は、各地区でみんなが協力し活動している成果である。

子どもが犯罪の被害に遭うだけでなく、加害者になる場合もある。

犯罪被害相談のうち、最も多いのは性犯罪である。

- 1 地域における防犯活動の促進
 - 例) 地域防犯活動にかかる用品の支給、地域防犯活動団体に対する表彰の実施
- 2 連携の充実化
 - 例) 協議会の設置、北海道警察・札幌市行政連絡会議の開催
- 3 子ども等を見守る
 - 例) 公用車によるパトロールの実施、青少年を見守る店事業の推進
- 4 犯罪被害者等への支援
 - 別紙資料参照

基本方針3

犯罪が起きにくいまちをつくるため、環境の安全性を高める

- 1 犯罪の防止に配慮した公共施設の整備等
- 2 市民が行う環境整備の促進
- 3 子ども等の安全を守る
- 4 地域の特性・実情に応じた環境整備の促進

【趣旨】

犯罪のない安全で安心なまちづくりの推進にあたっては、個人や地域での防犯活動などのソフト的な対策と併せて、環境整備などハード的な対策も重要となります。

「札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等に関する条例」第10条では、「市は、犯罪の防止に配慮した公共施設の整備又は管理を行うよう努める」と規定されています。

見通しの悪い場所や暗い場所の環境を改善したり、割れ窓理論の観点から、美化活動などにより美しい街並みを維持することで、犯罪を誘発する機会を減らすことができます。

また、施設管理を強化することで、犯罪者が被害対象に接近しにくくしたり、防犯性能の高い建物部品を使用することによって、物理的な強化を図り、犯罪の被害対象となる可能性を回避することができます。

そこで、こうした取組を推進するために、4つの視点から施策を展開していきます。

【現状と課題より】

自転車盗や車上ねらいなどの街頭犯罪が多い。

路上での犯罪遭遇に対する不安感が高い。

犯罪防止に配慮した環境の整備を求める声が高い。

街路灯の管理なども市と地元が連携していくことが大事である。

公園は危ないから行かせたくないという親が結構多い。

- 1 犯罪の防止に配慮した公共施設の整備等
例) 植栽設計基準及び樹木の取扱指針による都市公園の防犯配慮整備、街路灯整備
- 2 市民が行う環境整備の促進
例) 分譲マンション管理基礎講座(防犯)の実施、環境美化活動への支援
- 3 子ども等の安全を守る
例) 小中学校への遠隔操作錠の設置、女性と子どもの安心車両の導入
- 4 地域の特性・実情に応じた環境整備の促進
例) 薄野地区での青色防犯灯設置実験事業の実施、(通称)ススキノ条例の運用

札幌市における犯罪被害者等支援施策について

1 犯罪被害者等基本法で定められた責務

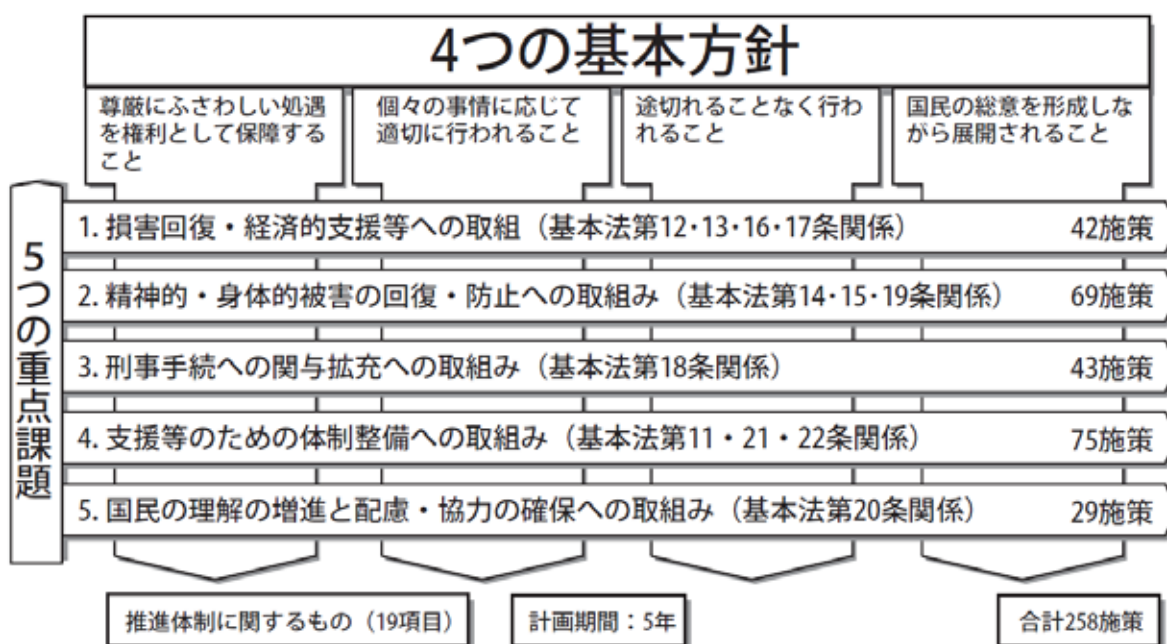
(1) 国・地方公共団体の責務(基本的施策)

- (11条) 相談及び情報の共有等
- (12条) 損害賠償の請求についての援助等
- (13条) 給付金の支給に係る制度の充実等
- (14条) 保健医療サービス及び福祉サービスの提供
- (15条) 安全の確保
- (16条) 居住の安定
- (17条) 雇用の安定
- (18条) 刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等
- (19条) 保護、捜査、公判等の過程における配慮等
- (20条) 国民の理解の増進
- (21条) 調査研究の推進等
- (22条) 民間の団体に対する援助
- (23条) 意見の反映、透明性の確保

国・道・市が取り組む施策、主に国・道が取り組む施策

主に国・道が取り組むが市にも関係がある施策

(2) 国の犯罪被害者等基本計画(H17 - 22)



北海道犯罪被害者等支援基本計画(H18 - 22)は国の重点課題と同様

2 今までに出された意見(参考)

(1) 第3回生活安全条例検討懇談会での意見

- ・犯罪被害者が、気軽に相談できる「場」があることが大切。
- ・犯罪被害者相談には、高度な専門知識や経験が求められる場合がある。
- ・まずは相談を受け、情報の提供や適切な専門の相談窓口への橋渡しができる総合相談窓口の設置を検討してほしい。
- ・相談に適切に応じられる人材の育成が大切である。
- ・犯罪被害者に関する報道姿勢に疑問を感じる場合もある。
- ・報道の自由の観点から規制を設けることは難しい。報道倫理の遵守が大切。

(2) 条例策定時のパブリックコメント

- ・被害者支援は、財政面だけでなく、関係者・団体のネットワークづくりなど質的向上を図る必要がある。
- ・犯罪被害者支援については、日本国全体で平等に行われるべき行為である。